

人生の節目には 国民年金の種別変更を

国民年金は、日本国内に住んでいる20歳から60歳までのすべての方が加入することになっています。

国民年金の被保険者は、職業などにより次の3つに分かれています。

- 第1号被保険者... 自営業の方や学生・フリーター・無職の方など
- 第2号被保険者... 会社員や公務員
- 第3号被保険者... 会社員等の被扶養配偶者

結婚や就職などにより加入の種別が変わるときは、年金の届出が必要です。届出の遅れが2年を過ぎた期間は、未納期間となってしまいますのでご注意ください。届出忘れや納め忘れから年金が受けられない、ということがないよう、必ず手続きをしましょう。

次のようなときは、自分が国民年金の第何号被保険者なのか、確認してください。

- 20歳になったとき
- 就職したとき
- 退職したとき
- 結婚したとき
- 離婚したとき
- 第3号被保険者の配偶者(夫)が転職したとき
- 厚生年金・共済組合加入者の扶養からはずれたとき

【手続きに必要なもの】

- 健康保険資格喪失証明書 ● 離職票
- 退職証明書 ● 年金手帳 ● 会社の保険証 など

☎ 住民課国民年金係 内2 1 1 7

住宅用火災警報器 が設置義務化と なります



住宅火災から大切な命を守るために消防法が改正され、

すべての住宅に火災を知らせる住宅用火災警報器等の設置が義務付けられました。

平成18年6月より新築された住宅にはすでに取り付けが義務化され、既存の住宅(共同住宅等を含みます)についても平成20年6月1日までに住宅用火災警報器等の設置が必要となります。

住宅火災による死者が急増しており、その原因の約7割が逃げ遅れによるものです。火災を早く発見し、尊い命と大切な財産を守るために、まだ設置されていない住宅では早めの設置をお願いします。

悪質な訪問販売等にご注意を!

住宅用火災警報器の設置が義務化されたことにより、高額な価格や無理強い販売、消防から来たと偽っての販売などの悪質な業者による訪問販売に十分注意してください。消防職員が販売することはありません。

☎ 消防本部 7 2 2 - 8 1 1 1

教職員人事

4月1日付 (敬称略)

小室小学校



吉尾校長

- 転補 谷田部宣江(南小より)、堀謙作(小針小より)、齋地久江(小針小より)、三日月桂子(小針小より)
- 転出 渡辺俊行(校長)、寒川喜代子、田所雅人
- 新採用 吉尾榮一(校長・南小より)、中山真弓、竹内典子、竹越典子
- 退職 上遠野庸子

小針小学校

- 転補 安藤咲恵(小室小より)、高橋勉(南小より)、福田礼子(小室小より)
- 新採用 飯塚恭子、石坂晋之介

南小学校

- 転補 安川純一(小室小より)
- 新採用 小林達也(教頭)、小林愛、船橋駿一、白石園実
- 退職 小倉正、高宮綾子

小針北小

- 転補 野坂大樹(小室小より)
- 賣田恵美子(小針小より)

伊奈中学校



寺山校長

- 新採用 竹前真菜美、小倉康徳
- 転入 寺山治雄(校長)、岡田将子
- 転補 関口康弘(小針中より)、関野千鶴(小針中より)
- 転出 高瀬浩(校長)、田口元信
- 新採用 片山八千代、市川和代
- 退職 金田節子

小針中学校

- 転入 町田勇(教頭)、小糸佳次、藤間博志
- 転補 奈良毅彦(伊奈中より)
- 転出 石神優(教頭)
- 新採用 長谷川幸、喜多一憲、中村慶子
- 退職 石井清子、高橋光子

南中学校

- 転出 新井保(教頭)、山本良邦
- 新採用 並木ゆき子(教頭)

役場人事(課長級以上)

4月1日付()内は前職

町長事務部屋

- 異動(兼職を含む) 池田久美雄
- 参事兼企画課長兼総務課長(参事兼総務課長)

福祉課長兼児童館長(福祉課長) 関田康夫

北保育所長兼子育て支援センター所長兼心身障害児通園施設所長(総合センター所長) 大塚守一

中央保育所長兼南保育所長(中央保育所長) 内村一夫

退職(3月31日付) 内田芳男(参事兼企画課長)

大島好子(北保育所長兼子育て支援センター所長兼心身障害児通園施設所長)

大島てるえ(南保育所長)

消防本部 昇格 消防課主幹(消防課課長補佐) 粕谷広司

消防課主幹(消防課課長補佐) 齋藤幹雄

消防署主幹(消防署第2中隊長) 江川正夫

教育委員会事務局 採用 学校教育課長 落合啓志

退職(3月31日付) 並木ゆき子(学校教育課長)

国民健康保険税が

年金から天引きされます

国民健康保険税の納税につ

いては、これまで、金融機関等の窓口で納付書により納める方法と、口座振替により納める方法の2通りでしたが、平成20年10月から、下記に該当する方については、新たに特別徴収（年金天引き）が開始となります。

【どのような人が年金から天引きされるの？】

65歳〜74歳までの世帯主の方で、次のすべての該当する方

世帯主が町国民健康保険の被保険者となっていること。

世帯内の町国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満であること。

特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国民健康保険税が介護保険料

と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと。
前述以外の方は、今までどおりの納付（納付書または口座振替）となります。

特別徴収とは？

1年間にかかる国民健康保険税を年金受給の際（2か月に1回）に、差し引くことを言います。

【いつから年金天引きが始まるの？】

平成20年10月から

町では、平成20年10月から年金天引きが始まるため、平成20年度の国民健康保険税に

所得変動に伴う住民税の還付

平成19年から税源移譲によって、ほとんどの方は所得税が減り、住民税が増えています。この増減は、税源の移し替えのため「所得税+住民税」の税負担は基本的には変わりませんが、住民税率の変更による税負担の増加のみを受ける方（平成19年に所得が減って所得税が課税されなくなった方）については、申告をすることにより、増加相当分の還付を受けることができます。

これは、平成19年度の住民税にのみ適用されます。
対象者 平成18年中に所得があり所得税が課税されていたが、平成19年中は所得が減少し、平成19年分の所得税が課税されなくなった方

次の方は対象となりませんのでご注意ください。

- ・申告分離課税分の所得税が課税されている方
- ・寄付金控除や生命保険料控除など、人的控除（扶養控除・障害者控除等）以外の控除額が増加した場合や、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方
- ・平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方

還付額 平成19年度の住民税を税源移譲前の税率を適用した額まで減額し、減額後の税額とすでに納付済みの税額との差額が還付されます。

申告期間 平成20年7月1日～平成20年7月31日まで
申告手続 「平成19年度分町・県民税減額申告書」を平成19年度の住民税を課税した（平成19年1月1日現在お住まいの）市区町村へ提出

減額申告書の配布時期については、次月以降の広報でお知らせします。

平成20年度（平成19年中所得）の住民税が未申告の方は、お早めの申告をお願いします。上記の減額措置が受けられない場合があります。

☎ 税務課町民税係内2152

ついて、4月〜9月分に相当する額（年税額のおよそ半分）については従来どおり納付書または口座振替での納付となります。

平成20年10月〜平成21年3月分に相当する額については、年金天引きにより徴収させていただきます。

☎ 住民課国民健康保険係内2116

これから出産を迎える国保被保険者の皆様へ

ご利用ください

国民健康保険出産費の貸付制度

この制度は、町国民健康保険の被保険者で、出産育児一時金（35万円）の支給を受けることが見込まれる世帯主に、出産育児一時金の支給を受けるまでの間、出産費用の支払に必要な資金を貸し付けるといったものです。

貸付額 28万円以内

返済 出産育児一時金の支給時に、差し引いて返済していただきます。

対象者 出産予定日まで1か月以内であること。もしくは、妊娠4か月以上であって医療機関等から出産費用の請求を受けている、または支払

済であること。
手続きに必要なもの
・母子手帳（出産予定日のわかるもの）
・印鑑

・医療機関から請求を受けている場合は、請求書または領収書

・世帯主名義の銀行口座番号がわかるもの

出産育児一時金（分娩費）受取代理制度

この制度は、町国民健康保険から支給される出産育児一時金（35万円）を、被保険者に代わって医療機関等が受け取ることに伴い、出産費用の支払負担を軽減することができるといったものです。

ただし、この制度は医療機関の承諾が必要になります。

対象者 出産予定日まで1か月以内であること。

手続きに必要なもの
・母子手帳（出産予定日のわかるもの）
・世帯主名義の銀行口座番号

がわかるもの
どちらの制度とも、住民課国民健康保険係へお申し込みください。詳しくは、お問い合わせください。

☎ 住民課国民健康保険係内2116